

12 地域保健

1 保健活動推進員事業

地域における市民の健康づくりを推進するため、保健活動推進員を置き、保健活動推進員会の活動を支援しています。平成 20 年度の状況は次のとおりです。

ア 保健活動推進員数

4,942 人（21 年 3 月末現在）

イ 組織

市保健活動推進員会、18 区保健活動推進員会、250 地区保健活動推進員会

ウ 活動内容（福祉保健センター等と連携して実施）

市民の生涯にわたる健康づくりの支援、たばこの害の普及啓発活動、各種会議、研修、地域の生活課題の解決に向けた取組（子育て支援、地域福祉保健、生活衛生等）

エ 活動実績

地域での健康づくり活動、福祉保健活動等 250 地区合計で延べ 9,441 回

2 肝炎ウイルス検査

緊急肝炎対策事業として市内の医療機関で B・C 型肝炎ウイルス検査を実施しました。

B・C 型肝炎ウイルス検査の内容

実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
実施医療機関（約 1,080）	全年齢	1 回限り

B・C 型肝炎ウイルス検査の受診者数

年度	B 型肝炎	C 型肝炎
平成 19 年度	福祉保健センター	1,830
	医療機関（1～3 月）	8,269
平成 20 年度	医療機関	20,744
		20,766

* 福祉保健センターにおける肝炎ウイルス検査は 19 年度で終了

3 訪問指導

生活習慣病や認知症などで療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちな方、寝たきりの方などを介護している家族等を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が訪問して疾病の予防や療養生活などについてのアドバイスを行います。

訪問指導事業実施件数

（延件数：人）

対象者	生活習慣病 要指導者	虚弱者・寝たきり・生活習慣病要指導者など	
		口腔衛生指導	栄養指導
従事者	保健師	歯科衛生士	栄養士
平成 18 年度	909	259	70
平成 19 年度	727	236	72
平成 20 年度	130	217	65

4 難病対策

原因が不明であって、治療方法が確立されていないいわゆる「難病」患者及びその家族等を対象に、本市独自の難病対策として、難病相談会、難病患者訪問指導及び難病患者等居宅生活支援事業、難病患者一時入院事業、在宅重症患者外出支援事業等を実施しました。

（1）難病患者等居宅生活支援事業

地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する観点から、難病患者等ホームヘルパー派遣事業、難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給

付事業を平成 9 年 10 月から実施しています。また、難病患者等ホームヘルパー養成研修については、平成 16 年度からは、申請により民間事業者の研修を市指定研修として指定しています。

難病患者等居宅生活支援事業

年 度	ホームヘルパー派遣		短期入所		ヘルパー養成研修
	派遣時間	登録利用者数	利用日数	利用者数	実施件数
平成 18 年度	7,145	42	0	0	4
平成 19 年度	7,373	42	0	0	5
平成 20 年度	6,484	50	14	1	3

年度	日常生活用具給付											利用者数	
	給付数												
	便器 手すり	特殊寝台	入浴補用具	特殊マット	車いす	歩行支援用具	意思伝達装置	電気式たん吸引器	ネプライザー	居宅動作補助用具	特殊便器	動脈血中酸素飽和度 測定器	
18 年度	0	0	1	0	1	3	1	0	5	1	0	10	20
19 年度	3	0	0	2	0	4	1	0	11	4	1	0	5
20 年度	0	0	1	1	0	0	2	1	4	1	1	2	8
													19

(2) 難病相談事業

難病患者及びその家族を対象に、医療・福祉・生活に関する相談の機会を設け、指導・助言を行うことにより、適切な療養生活の確保と社会復帰の促進に資することを目的とした難病相談会（個別相談・講演・交流会）を各福祉保健センターで実施し、平成 20 年度は 3,176 人の参加がありました。

(3) 難病患者訪問指導事業

平成 20 年度の保健師による難病患者訪問指導件数は、432 件でした。

(4) 在宅重症患者外出支援事業

通常の交通機関での移動が困難で特殊車両（ストレッチャー対応車）を使用せざるを得ない在宅療養難病患者が、通院や入退院、難病講演会などへの交通手段として特殊車両を使用した場合に、利用料の一部を助成し経済的負担を軽減することを目的として、平成 17 年 5 月より事業を開始しました。平成 20 年度は延べ 475 件の申請があり、助成を行いました。

(5) 難病患者一時入院事業

医療依存度の高い難病患者が、在宅で介助を受けることが介助者の休息（レスパイク）を含めた介助者の事情により一時的に困難になった場合、療養生活の安定を図るために、一時入院を受入れることを目的として、平成 17 年 9 月より事業を開始しました。平成 20 年度は延べ 76 人の利用がありました。

5 公害健康被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者の救済保護

昭和 44 年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和 45 年施行）が制定され、横浜市は昭和 47 年 2 月に同法による指定地域（鶴見区の東海道線より海側の地域）の適用を受けました。

今までに 1,568 人の市民が公害健康被害者としての認定を受けていますが、現行法である「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「補償等に関する法律」）の施行に伴い、昭和 63 年に全国の指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなったことから、平成 20 年度末現在の公害健康被害者数は 504 人となっています。

横浜市は現在、「補償等に関する法律」及び同法の補完を目的に横浜市独自で制定した「横浜市公害健康被害者保護規則」(以下「保護規則」)をもとに下記の事業を行っています。

給付一覧（公害健康被害者対象）

給付の種類	給付の内容
「補償等に関する法律」に基づく給付	医療費 健康保険等の社会保険とは別個の医療制度により、指定疾病の特性に応じた治療が受けられる。
	障害補償費 障害の程度が3級以上である満15歳以上の患者に支給する。
	療養手当 月を単位として、入院1日以上、または通院4日以上の者に支給する。
	遺族補償費 指定疾病により死亡した患者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。
	遺族補償 一時金 遺族補償費を受けることができる者がいない場合に、一定の要件を満たす遺族に支給する。
	葬祭料 指定疾病により死亡した患者の葬祭を行った者に支給する。
「保護規則」に基づく給付	療養補助費 障害の程度が等級外で、障害補償費の支給を受けられない患者に支給する。
	療養手当 月を単位とし、通院2、3日の患者に支給する。
	死亡補償金 (1) 指定疾病により死亡した場合 1,200万円。 (2) 死亡原因が指定疾病以外の場合 600万円。 ただし、(1)(2)とも既に支給を受けた障害補償費等一定の給付額を控除される。
	弔慰金 死亡補償金の支給を受けられる遺族がいない場合、患者の療養看護に努めた者に支給する。

公害保健福祉事業一覧（公害健康被害者対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	20年度実績	実施内容
指定施設利用 転地療養	平成 11年度	1件	2級以下の方を対象に、個人で家族や友人とともに、空気の清浄な自然環境で療養できるよう、宿泊費・交通費の補助や療養先での医師の往診及び保健師の訪問指導を行っています。
リハビリテーション教室	昭和 53年度	年4回	知識の普及や健康回復の一助として、呼吸機能訓練、専門医の講話等を行っています。
禁煙指導	平成 14年度	年13回	医学的検査に伴う面接の機会を利用し、機器を使用した測定や保健師による指導等を行っています。
家庭療養指導	昭和 54年度	294件	家庭訪問を中心に、電話による近況確認や検査時の面接等を含め、保健師による個別の療養指導を行っています。
空気清浄機 購入費補助 (保護規則)	昭和 49年度	3件	当初からの横浜市認定の患者が空気清浄機を購入する場合に、その費用の一部を補助しています。 (神奈川県にも補助制度があり、申請を同時に受付けています。)
高齢者インフルエンザ予防 接種費用 助成事業	平成 17年度	67件	患者が一部公費負担による高齢者インフルエンザ予防接種を受けた際に支払った自己負担費用の助成を行っています。

上記以外に、平成20年度は実績はありませんでしたが、「1泊2日のリハビリテーション事業」及び「空気清浄機貸与事業」が対象となっています。

(2) 健康被害を予防するための環境保健事業

横浜市では現在、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、独立行政法人環境再生保全機構の助成を受け、下記の事業を行っています。また、環境省が行っている環境保健サーベイランス調査*1に協力をしています。

*1 環境保健サーベイランス調査

長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し必要に応じて所要の措置を講ずるためのシステム。

環境保健事業一覧（市民対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	20年度実績	実施内容
乳幼児血液 抗体検査	昭和 63年度	スクリーニング 691件 受検者 95件	各区福祉保健センターの4か月児健診の際、血液抗体検査の必要がある乳児を問診等によりスクリーニングし、希望者に対し、本市が契約した公的医療機関等において血液抗体検査及び生活指導を実施しています。
ぜん息相談 (個別相談)	昭和 63年度	年28回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るために、市内在住の方を対象に、医師、保健師等による相談・指導を行っています。
慢性呼吸器疾患 リハビリ テーション講座	平成 15年度	年5回	慢性呼吸器疾患に対する知識の普及、健康回復に役立つ呼吸機能訓練及び専門医の講話等を行っています。
小児ぜん息教室	平成 18年度	年3回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るために、市内在住の15歳未満のぜん息児及びその保護者を対象に、医師、保健師等による講話を実施しています。

ぜん息児水泳教室 (水中運動教室を含む)	平成2年度	年2期 (1期9回)	市内在住の5歳から小学校6年生までのぜん息児を対象に、気管支ぜん息の治療に有効な水泳や水中運動を、医師の管理の下で行い、健康の回復・保持及び増進を図っています。
ぜん息児音楽教室	平成2年度	年1回 (延3日)	3歳から6歳までの未就学のぜん息児を対象に、音楽療法士による指導のもと、管楽器等を使った音楽療法を行い、腹式呼吸法等を習得させ、健康回復を図っています。
医療機器整備事業 (助成事業を含む)	昭和63年度	2件	市内の公的病院等に、医療機器整備に要する費用の助成をすることで、ぜん息等に関する医療水準を向上させ、当該疾病の予防及び当該疾病患者の健康の回復・保持及び増進を図っています。

6 石綿健康被害者対策

(1) 「石綿による健康影響の救済に関する法律」の救済給付

「石綿による健康影響の救済に関する法律」に基づく、石綿健康被害救済給付にかかる各種申請、請求書類の進達業務を各区福祉保健センターで行っています。平成20年度は45人の申請を受け付けました。

(2) 石綿に関する健康影響調査

ア 一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査

横浜市では、平成19年度より環境省から委託を受け、過去に一般環境経由により石綿にばく露した可能性のある方を対象として、石綿関連疾患の発症リスクに関する実態把握を目的とした調査を実施しています。検査結果を通知することにより、調査協力者自身の健康管理にもお役立ていただいている。平成20年度の調査協力者は428名でした。

イ 中皮腫死亡者調査

横浜市独自の取り組みとして、石綿健康被害の実態をより明らかにするため、中皮腫に罹り亡くなられた方の石綿ばく露状況について、遺族への聞き取り調査や医療機関へのカルテ調査を行いました。聞き取り調査の際「石綿による健康被害の救済に関する法律」や労災補償などの制度の周知も併せて行いました。調査対象者は148名、調査協力者は48名でした。

7 原子爆弾被爆者等援護事務

(1) 原子爆弾被爆者援護費支給事業

原子爆弾被爆者の健康維持を援護するため被爆者に対し、援護費を支給しています。

支給人数 1,238人

(2) 原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業

原子爆弾被爆者の健康上の不安感を和らげるとともに健康保持及び向上を図るため、はり・きゅう・マッサージ療養費の一部を助成しています。

助成人数 110人

(3) 原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業

原子爆弾被爆者の実子に対し、健康の保持及び向上を図るとともに、健康上の不安感を和らげるため、保険診療の医療費の自己負担分を助成しています。

助成人数 184人

(4) 被爆者援護法等に基づく各種申請受理進達事務

原子爆弾被爆者の健康管理及び福祉の向上を図るために、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく書類の受理及び進達等に関する事務を各区福祉保健センターで行っています。

進達等件数 937件

8 総合保健医療センター

総合保健医療センターは、要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的に平成4年10月に設置されました。平成18年7月からは指定管理者制度を導入し、財團法人横浜市総

合保健医療財団が管理・運営を行っています。

(主な事業)

- ① 要援護高齢者の在宅療養を支援するための「入所及び通所サービス」
- ② 認知症が疑われる方を対象とした「認知症診断」
- ③ 精神障害者の地域生活を支援するための「精神科デイケア」、「生活訓練」、「就労訓練」、「就労支援」
- ④ 地域医療機関を支援するための「高度医療機器の共同利用」

総合保健医療センター利用者数(人)

年 度	計	介護老人保健施設	診 療 所	精神障害者支援施設
平成 18 年度	69,731	32,940	11,386	25,405
平成 19 年度	74,766	33,361	13,005	28,400
平成 20 年度	76,854	34,025	13,166	29,663